

## 令和7年度 練馬区立大泉第一小学校いじめ防止基本方針

いじめ問題の解消・撲滅にあたっては、未然防止、早期発見および早期対応が重要である。そしてその実現のためには、学校と保護者・地域および関係機関がいじめ対応の基本姿勢を共有し、緊密な連携に基づいた組織的な対応をしていくことが欠かせない。

そこで、練馬区教育委員会いじめ問題対策方針を踏まえ、本校ならではの教育的資産を活用して、すべての児童が安心して楽しく学べる学校すなわち「あんしん大一」「のびのび大一」の実現に向けた方策をより一層推し進めていくものである。

### ■基本姿勢

- ・ いじめは重大な人権侵害であり決して許されない。
- ・ いじめは誰にでも起こり得る。
- ・ いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い、組織的に対応する。

### ■対策方針の基本的な考え方

#### ・教職員のいじめに対する意識

教職員は、教育の専門家として、教育を通じて児童の人格形成を図り、いじめを撲滅できる存在である。

教職員がいじめに対する危機意識と当事者意識をもち、児童を守ることができるのは第一義に学校であるという心構えで日々の指導にあたる。

#### ・危機管理意識

いじめの発生は、学校の危機である。起こり得ることを事前に予測して回避するため、危機に対する鋭敏な感性が求められる。そしてその感覚は、個々の当事者意識からもたらされるものである。

#### ・いじめの未然防止・早期発見

いじめ撲滅への最善の手立ては、未然防止と早期発見である。その実現のため、日々の児童の表情や行動や会話、服装や持ち物および学習状況に細やかに気を配り、その心の動きを把握する。

#### ・関係機関との連携

いじめ問題の早期解決に向け、関係機関と緊密に連携する。第三者や専門家の意見を踏まえて、個別の案件について対応方針を共有し、実効性のある持続的な取組を展開する。

#### ・保護者の啓発

いじめる児童にも、いじめられる児童にも、保護者がいる。保護者の理解がなければ、いじめ問題の根本的な解決は難しい。保護者への啓発により、保護者もいじめ問題の当事者であるという視点から、問題解決への参画を求める。

・いじめの実態把握

いじめは誰にでも起こり得るとの認識のもと、いじめの疑いの事例も含めてその状況の確かな把握に努める。そのために、

- ① 毎週金曜日に、生活指導夕会を開催し、生活指導上の課題についての情報を全職員で共有し、迅速に対応できるようにする。
- ② 月2回（隔週火曜日）、生活指導事例検討会を実施し、各学年の様子やいじめの有無についての情報共有を行う。
- ③ 年2回、全教職員が集まり、児童理解研修会を開催する。配慮を要する児童について支援の方針を共有するとともに、個別指導計画に反映させる。
- ④ 毎月、いじめアンケートを実施し、いじめの実態調査を図る。
- ⑤ スクールカウンセラーや心のふれあい相談員および学校生活支援員には、勤務日ごとに日報および相談記録を課す。あわせて毎日、管理職が口頭で報告を受け、要配慮事案の経緯も含めて把握できる体制を維持する。
- ⑥ ひろば事業指導者や学童クラブとの情報交換を緊密に行い、放課後の遊びの中での児童の実態を把握する。

・いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、学年主任、養護教諭及びスクールカウンセラーで構成する「いじめ防止対策委員会」を設置する。その推進役として、学校いじめ対策推進教員を指名し、いじめが発生したときに組織的に対応する。いじめ防止対策委員会の主な役割は、以下の7点である。

- ① 学校いじめ対応方針の進捗・管理
- ② 調査や記録などの情報の一元管理
- ③ 小中の連携の中での情報共有
- ④ 校外における研修などの新たな情報伝達や校内研修の推進
- ⑤ 学校教育支援センターやスクールカウンセラーその他関係機関との連絡調整
- ⑥ 学校HPアップやおたよりなどの発行
- ⑦ 児童生徒の相談・支援・指導・助言

・教職員の指導力の向上

全教職員が「いじめ」の定義を正しく理解し、軽微ないじめも見逃さないようにするとともに、適切に対応する力の向上を図る。そのため、いじめ総合対策【第2次】を活用して校内でいじめに関する研修を実施し、個々の児童への指導の充実を図る。また、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

・練馬区いじめ防止に関する取組の推進

ふれあい月間や「いじめ一掃プロジェクト」で、いじめ防止や克服に向けた取組を推進する。代表委員会が中心となっていじめ撲滅に向けた啓発活動を行い、全児童が自主的にいじめを考え、いじめの撲滅に向けた活動を進められる機会とする。

- ① 校長講話で「大一小いじめ0 宣言」を掲げ、各学級で指導する。

○いじめは「犯罪」です。  
○いじめは 絶対にしてはいけません。  
○いじめを見たら注意します。  
○いやなことをされたら「いや」といいます。

＜いじめ 5ヶ条＞

1. 悪口・陰口
2. 暴力・おどし
3. 無視・仲間はずれ
4. 物隠し・落書き
5. インターネットでのいじめ

- ② 代表委員会で「いじめ防止標語」を呼びかけ、代表作品を選考し、掲示する。
- ③ 低学年と高学年が組んで、あいさつ運動に取り組む。
- ④ 担任は、道徳の時間の年間指導計画の中で、いじめ根絶につながる道徳的価値の自覚が図れる機会を把握しておき、年間を通じて計画的に指導する。

#### ・教育相談の充実

##### ① 児童が相談しやすい校内体制の工夫

児童がいつでも相談できるように、運動遊び時間、昼休み、放課後は、相談室を開放する。相談室便りを定期的に発行し、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員の存在が児童にとって身近に感じられるような環境づくりを図る。

##### ② 3年生・5年生全員面談の実施

5年生には、スクールカウンセラーとの全員面談、3年生には、ふれあい相談員との全員面談を行う。悩みの有無に関わらず、日常の様子をスクールカウンセラーと話す機会を設けることにより、悩み等を相談できる場（相談室）があることや担任以外でも相談にのってくれる人がいることを知らせる。また、困ったときに自ら相談できる力を身に付けさせる。

##### ③ 多面的な相談体制の構築

本校に配置されているスクールカウンセラーや心のふれあい相談員および学校生活支援員が、その職責を果たしながら緊密に連携することにより、切れ目のない相談体制を維持する。

| 職名         | 勤務  | 主な支援場所 | 主な支援内容             |
|------------|-----|--------|--------------------|
| スクールカウンセラー | 週1日 | 相談室    | 専門性を生かした教育相談や教員研修  |
| 心のふれあい相談員  | 週3日 | 相談室    | 個別の教育相談と案件に応じた直接支援 |
| 学校生活支援員    | 週5日 | 各教室    | 経験を生かした継続的な直接支援    |

校内に組織されている学校サポートチームに校外の関係者の参加を依頼するなど、いじめを解決するための包括的な体制を整える。

また、いじめの案件によっては、教育相談の視点から学校教育支援センター（教育相談室）の担当職員、特別支援教育の視点から特別支援教室専門員、巡回指導教員、臨床発達心理士、福祉の視点から練馬子ども家庭支援センターや大泉総合福祉事務所の職員、問題行動の視点から東京都教育相談センターや児童相談センターの職員などの助言を得て、事案の諸様相に応じた問題解決型ケース会議を開催する。

#### ・インターネット・SNS 大一小ルール、ソーシャルメディアポリシーの設定

大泉第一小学校独自のルールを設定し、家庭とも共有する。利用時間や利用サイトなど児童と保護者との約束事を決めることで、いじめにつながる事態の未然防止を図る。ルールが厳格に守られることで非違・逸脱行為が減少し、いじめ発生を防ぐ。

#### ・インターネット上のいじめへの対応

個人情報が一瞬に拡散していくインターネット上のいじめは、流出した情報の完全な削除が難しいことから、いじめの未然防止が一層求められる。そのため、高学年が学習する情報モラル教室や、各教科で行う指導ではいじめ総合対策【第2次】や人権教育プログラムなど活用しながら、発達段階に合わせて学べるようにしていく。また、いじめが発生した際には、いじめそのものへの対応と、通信業者と連携した物理的な対処とを並行して二次被害を防ぐ。

## ・いじめる側の児童への実効性のある指導

### ① 毅然とした指導の徹底

いじめる側の児童に対する指導については、全ての教職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は別室にて個別の働きかけを行う。  
暴行や恐喝等の事例に関しては、警察および教育委員会と連携し、特に重篤な案件については、出席停止措置を視野に入れて適切に対応する。

### ② 保護者と一体となったいじめ改善

いじめる側の児童に対する指導については、その保護者にも状況を伝え、区や学校の基本姿勢を踏まえた指導を継続して、保護者とともに改善を図るよう努める。  
その際、保護者に対して根拠に基づいた正確な事実確認を行い、いじめ状態の解消に向けた役割の遂行を依頼する。

## ・校種間および関係機関との一層の連携

### ① 入学・卒業時や転出入時における情報

小中一貫教育や幼保小連携の視点も踏まえ、適切な時期に学校間および異校種間でいじめにかかわる情報連携を行う。

### ② 子供関連施設との情報共有

いじめの要因は様々であることから、学校教育支援センター、子ども家庭支援センター、福祉関連機関、児童相談所および警察等との情報共有を継続的に行う。

## ・保護者や地域との連携・協力および啓発

いじめの実態や対応方針について、保護者会や学校だより、およびホームページを通じて積極的に情報発信し、保護者や地域と一体となったいじめ対応の体制を構築する。

| 連携の場    | 連携・協力団体                                                                   |
|---------|---------------------------------------------------------------------------|
| 校内の見守り  | 安全・安心ボランティア                                                               |
| 放課後の見守り | 北大泉児童館<br>ねりっこクラブ（学童クラブ・学校応援団ひろば事業）<br>学校開放事業参加団体                         |
| 登下校の見守り | 北大泉交番<br>交通擁護員<br>保護者ボランティアによる見守り                                         |
| 地域の見守り  | 大一組 あんしん大一<br>大泉第一小学校地域防犯防火連携組織<br>一泉会<br>各町会（二丁目町会 三丁目町会 北泉町会）<br>北大泉商栄会 |

## ・追跡調査

いじめの事案の被害者および加害者の双方について、いじめ状態の解消後も、継続して長期的な見守りを行う。その際、保護者と連携して校内外の生活全般にわたる児童の行動の変容を確認するようにする。  
あわせて、当事者の児童が、自らが関わったいじめ事案について振り返り、いじめの不毛さや心の痛みを実感できているか見取り、必要に応じてそういった思いを引き出すような指導を行うことで再発の徹底防止を図る。

・指導に関する自己評価

いじめが解消した後、生活指導夕会や児童理解研修会の中で、当該事案について総括の場を設ける。そして、①未然防止に至らなかった理由 ②初期対応 ③指導の変遷 ④連携の成否 ⑤保護者対応 ⑥波及と余波 ⑦再発防止体制 などについて検討し、あわせて類似する事案の洗い出しにつなげる。

■付則

付則（平成 26 年 5 月 9 日付け 練大一小発第 21 号）

この「練馬区立大泉第一小学校いじめ防止基本方針」は、平成 26 年 5 月 12 日から施行する。

平成 28 年 6 月 20 日改訂

平成 30 年 4 月 1 日改訂後、毎年見直し改訂を行う。